

ウィンター キャンペーン

＜キャンペーン期間＞

令和元年11月1日(金)

令和元年12月30日(月)

★スーパー定期貯金

(お預け入れ期間1年、自動継続扱いに限ります)

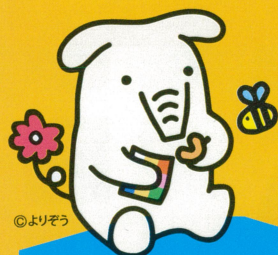
対象 ●お預け入れ金額30万円以上2,000万円以下

●当JAの組合員(新規加入者・同一世帯家族を含む)に限ります。

●新規預入資金(※)でお預けいただく定期貯金に限ります。

(※)新規預入資金とは、当JA本支店以外からのお預入資金です。

振込資金は振込日より1ヶ月以内に預入れされたものに限ります。



©よりぞう

うれしい

特典

店頭表示利率



3倍



すかなごっそ

ご契約金額 100 万円以上の方

農協商品券 500 円券

すかなごっそ(農産物直売所)等で使用できる農協商品券(500円券)を
100 万円毎に1枚プレゼントいたします。

最高で
10,000
円分

- ・預入時におけるスーパー定期貯金(期間1年)の店頭表示利率の3倍の金利を初回満期日まで適用します。
- ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期貯金(期間1年)の店頭表示利率となります。
- ・満期日前に解約する場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
- ・適用金利は税引前であり、お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
- ・貯金保険制度の対象商品です。
- ・マル優のお取り扱いができます。
- ・ご契約時に、契約額100万円毎に500円分の農協全国商品券をお渡しいたします。
(例: 契約額299万円の場合、お渡しする商品券は1,000円分となります)

詳しくは店頭、またはホームページの商品概要説明書をご覧ください。

商品概要説明書

ウィンター2019

(令和元年 11 月 1 日現在)

1. 商 品 名	・ 農協全国商品券付きスーパー定期貯金＜単利型＞「愛称：ウィンター2019」
2. 取扱期間	・ 令和元年 11 月 1 日（金）から令和元年 12 月 30 日（月）まで
3. ご利用いただける方	・ 個人の方に限ります。 ・ 当 J A の正組合員、准組合員（新規ご加入者含む）に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第 3 章 第 12 条に掲げる個人の組合員とする。 ※同一世帯家族を含みます。
4. 期 間	・ 定型方式 1 年 ・ 自動継続（元金継続または元利金継続）扱いになります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	・ 一括預入 ・ 30 万円以上 2,000 万円以内 ・ 1 円単位 ・ <u>新規預入資金</u> （※）でお預けいただく定期貯金に限ります。 （※）新規預入資金とは、当 J A 本支店以外からのお預入資金です。振込資金は振込日より 1 ヶ月以内に預入れされたものに限りします。
6. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・ 店頭表示利率の 3 倍の金利を初回満期日まで適用します。 ・ 自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金＜単利型＞」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・ 店頭表示金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 預入期間が 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 50%

11. 貯金保険制度 (公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店またはリスク対策室（電話：046-857-9244）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A リスク対策室または J A バンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
13. その他参考と なる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 (特典について) ・ J A 農産物直売所および A コープ各店舗等で使用できる商品券を、本定期貯金ご契約額 100 万円毎に 500 円分お渡しします。 (例：ご契約額 299 万円の場合、お渡しする商品券は 1,000 円分となります) ・ 神奈川県内の J A 農産物直売所については、J A グループ神奈川ホームページ (http://www.jakanagawa.gr.jp/jagk/tyokubai.html) へ掲載いたします。 (商品券のお渡し方法について) ・ 本定期貯金をご契約時にお渡しいたします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A よこすか葉山